

岐阜地方最低賃金審議会
令和7年度第3回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月8日(金)岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

中家室長	<p>本日は御多用のところ、また、暑い中にもかかわらず、令和7年度第3回岐阜県最低賃金専門部に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としており、4名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、宮坂部会長よろしくお願ひいたします。</p>
宮坂部会長	<p>ただ今から、令和7年度第3回岐阜県最低賃金専門部会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
安藤 室長補佐	<p>御手元の資料を御覧ください。</p> <p>最初に目安に関する小委員会の資料です。</p> <p>7月30日の第1回岐阜県最低賃金専門部会にて、第1回から第4回目安に関する小委員会の資料を配布しており、その続きとなりますが、資料 1(1ページ)「第5回目安に関する小委員会資料」、資料 2(5ページ)「第6回目安に関する小委員会資料」、資料 3(9ページ)「第7回目安に関する小委員会資料」、資料 4(29ページ)「目安に関する小委員会報告」、資料 5(109ページ)「第71回中央最低賃金審議会資料」です。</p> <p>次に資料 6(139ページ)岐阜県公表の毎月勤労統計調査結果から、産業別現金給与額令和7年5月分と次の140ページ現金給与総額の実質賃金指数のデータです。</p> <p>次に資料 7(141ページ)「有効求人倍率の状況」で</p>

	<p>す。</p> <p>なお両資料とも7月1日の第488回岐阜地方最低賃金審議会で配布しました資料の最新のデータとなります。</p> <p>以上です。</p>
宮坂部会長	<p>ただ今事務局から説明がありました資料について御質問等がありましたら伺います。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
宮坂部会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
宮坂部会長	<p>次に「令和7年度地域別最低賃金改定の目安について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
安藤 室長補佐	<p>8月4日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が出されましたので、これをお伝えします。</p> <p>121ページを御覧ください。</p> <p>答申文を読み上げます。</p> <p>(中央最低賃金審議会の答申文読み上げ)</p> <p>以上が答申の内容となります。</p> <p>岐阜県が含まれるBランクの引上げ額の目安は、123ページの別紙1のとおり63円となりました。</p> <p>それから、答申に関しまして、中央最低賃金審議会会長から、地方最低賃金審議会における審議の参考となるよう、「令和7年地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長ビデオメッセージ」が届いておりますので、今から御視聴いただきます。</p>
	<p>(ビデオメッセージ放映)</p>

宮坂部会長	<p>ただ今、地域別最低賃金額改定の目安の伝達並びに中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージがございましたが、何か御意見はございますか。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょう</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
宮坂部会長	<p>使用者側委員はいかがでしょう。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
宮坂部会長	<p>それでは、示された目安については審議の参考とすることとします。</p> <p>次に全国の結審状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>安藤 室長補佐</p>	<p>昨日、8月7日までに結審した都県は5つです。</p> <p>栃木県、8月5日結審、引上げ額64円、Bランク目安+1円、1,068円。</p> <p>新潟県、8月6日結審、引上げ額65円、Bランク目安+2円、1,050円。</p> <p>長野県、8月7日結審、引上げ額63円、Bランク目安同額、1,061円。</p> <p>千葉県、8月7日結審、引上げ額64円、Aランク目安+1円、1,140円。</p> <p>東京都、8月7日結審、引上げ額63円、Aランク目安同額、1,226円です。以上です。</p>
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>専門部会の日程について、8月4日、5日と専門部会を中止としていましたが、これからの審議日程について、事務局から提案をお願いします</p>
中家室長	<p>中央最低賃金審議会の取りまとめが遅れたことから、審議日程が大幅に変更となりましたことについて、御迷惑をおかけしております。</p> <p>委員の皆様には御多忙のところ大変恐縮ではありますが、次の日程を提案します。</p>

	<p>8月12日(火曜日)午前9時30分から第4回専門部会を岐阜合同庁舎共用第1会議室で、</p> <p>8月19日(火曜日)午後2時15分から第5回専門部会を岐阜市鶴舞町のワークプラザ岐阜で、</p> <p>8月21日(木曜日)午前8時30分から第6回専門部会を岐阜合同庁舎共用第1会議室で開催、</p> <p>同日午前9時30分から第490回岐阜地方最低賃金審議会を岐阜合同庁舎共用第1会議室で開催する、</p> <p>さらに、9月8日(月曜日)午前9時30分から第491回岐阜地方最低賃金審議会を岐阜合同庁舎共用第1会議室で開催する、</p> <p>ことを提案します。</p> <p>なお、この事務局提案は、御審議を拘束するものではありませんので、これからの御審議によって審議日程の変更を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>参考までに、御提案した日程での審議により、仮に8月21日の最低賃金審議会で改正の答申、9月8日に異議申出に対する答申を行った場合、最短での発効は、10月18日法定発効、指定日発効であれば10月19日以降の日を指定することになります。以上です。</p>
宮坂部会長	<p>ただ今、事務局から</p> <p>8月12日(火曜日)午前9時30分から第4回岐阜県最低賃金専門部会</p> <p>8月19日(火曜日)午後2時15分から第5回岐阜県最低賃金専門部会</p> <p>8月21日(木曜日)午前8時30分から第6回岐阜県最低賃金専門部会を開催し、</p> <p>その後、同日の午前9時30分から第490回岐阜地方最低賃金審議会を、</p> <p>9月8日(月曜日)午前9時30分から第491回岐阜地方最低賃金審議会を</p> <p>開催するとの提案がありましたが、この提案に対し、双方意見はありますでしょうか。</p>

	労働者側委員はいかがでしょうか。
栗本委員	事務局提案で良いです。
宮坂部会長	使用者側委員、いかがでしょうか。
澤村委員	事務局提案で異議ございません。
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局提案のとおり審議日程を変更します。</p> <p>前回までの専門部会における労使それぞれの御意見を 確認しておきます</p> <p>労働者側の御主張ですが、3点ございました。</p> <p>1点目として、2025 春闘結果が2年連続で5%台の賃 上げ合意、連合岐阜の集計結果でも300人未満の事業場 を含めて、昨年を上回る4.9%の賃上げ率となっているこ と、最低賃金の目指すところは、労働組合のない職場で 働く方たちの労働条件の向上の役割も担っているという ことから、賃上げの流れを社会全体、岐阜県経済の好 循環につなげていきたいと考えていること。</p> <p>2点目として、食料品の多くが値上げされ、物価高が 続いており、労働者の生活が厳しさを増し、とりわけ、最 低賃金近傍で働く労働者が極めて苦しい状況にあること から、今年の最低賃金引上げの期待感は昨年以上に高く、 生活に及ぼす影響の実態を踏まえて、消費者物価上昇率 などを考慮し引上げを求めていきたい。</p> <p>3点目として、あらゆる産業で人手不足が深刻化して いる状況が認められ、労働力流出の要因の一つが地域間 額差である。最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げ をもって、地域間額差の縮小を早期に図るべきである。 との御意見でありました。</p> <p>これに対し、使用者側の御主張ですが、</p> <p>最低賃金法第9条で定める三要素の生計費、賃金、通 常の事業の賃金支払能力に基づいて議論していくべき</p>

	<p>で、これら三要素に関するデータを基に、岐阜県の経済実態をしっかりと踏まえた上で審議すべきであること。</p> <p>岐阜県は中小・小規模事業所の比率が全国一高く、下請比率も非常に高い県であることから、地元の実情に配慮した議論が必要であり、大幅な最低賃金の引上げは、中小・小規模事業所の経営に影響が大きいということ。</p> <p>また、価格転嫁については、中小・小規模事業所の比率が高く、下請比率が大きいことで、原材料価格や人件費高騰分を十分に転嫁できず、厳しい環境にある中小・小規模事業所が多いのが実情であること。</p> <p>消費者物価について、そもそも岐阜県の消費者物価指数は全国的に見れば低い方であり、指数そのものを見る必要があること。支払能力の観点では、企業収益や設備投資が令和7年度は減少見込みであり、トランプ関税の影響が見通せず、先行きが不透明は状況にあるといった現状が、アンケート結果から示されている。</p> <p>そして、今年も政府に対し、審議会としての要望を「建議」として提出したいといった御意見であったと思います。</p> <p>それでは、公労、公使の二者協議を行います。 まず、労働者側の協議から始めます。 事務局から連絡をお願いします。</p>
<p>中家室長</p>	<p>それでは二者協議を行います。</p> <p>労働者側委員・使用者側委員の皆様は、それぞれの控室で待機をお願いします。</p> <p>この会議室は公益委員の控室となります。</p> <p>傍聴人の皆様は、公労使三者の審議が再開されるまでの間は事務局の案内する場所にてお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
<p>(公労、公使の二者協議を実施)</p>	
<p>宮坂部会長</p>	<p>大変お待たせしました。これより公労使三者の審議を再開します。</p>

公労、公使の二者協議の内容につきまして、報告をさせていただきます。

まず、労働者側から、岐阜県は中小企業が多いことは理解しつつも、岐阜県が魅力ある県であるという観点から、今回愛知県が目安どおりでいきますと、1,140円になるので、地域間額差を解消するということで、現行の1,001円から140円引上げの1,141円という金額を御提示いただきました。

その中で、最低賃金近傍で働く一人親世帯、特に母子家庭は4割がパート、臨時での勤務形態ということで、大変厳しい状況にある。また、貧困率というところでも、岐阜県の調査によりますと127万円未満で生活している母子世帯が37.5%という非常に多い割合であることから、やはり、安心して暮らせる県という観点で、引上げが必要であるという御説明と、もう一つ、在留外国人の割合で言いますと、岐阜県には7.1万人、全国でも6位という多いところから、その最低賃金近傍で働いている、特に技能実習で見えていきますと、厚労省の資料では182.7万円という収入ということで、こちらも非常に厳しい状況にあるという紹介がございました。

また、東海3県、岐阜県、愛知県、三重県のパート賃金の格差を見ていきますと、愛知と岐阜の県境におきまして、有効求人倍率の差を生んでいるのではないかと、労働力流出につながり、労働力の確保ができない要因になっているのではないかと話もございました。

また、生活費の根拠というところでもう一つ考えなければいけないところで、食料品のみならず、ガソリンといった燃料、それが地域で例えば飛騨地域などでは価格が高いといった、そういうところにも目を向けていく必要があるのではないかと話もいただきました。

いずれにしても、最低賃金近傍で生活する方の厳しい状況を踏まえて、そうした方々が安心して暮らせる県を目指しての最低賃金であるべきとの話であったと思いま

	<p>す。</p> <p>使用者側ですが、金額から申し上げますと、34 円引上げの 1,035 円です。</p> <p>こちらの根拠は第 4 表 の賃金上昇率というところで、昨年の 2.9%から今年は 3.4%に上昇している。賃金が上昇していることと、賃金を上げるというところは承知はしているが、第 4 表 は三要素の状況を示している根拠になるということで、こちらの金額が示されました。</p> <p>また、生計費という観点でいきますと、物価上昇というところで、物価の水準というところ、短期的よりは長期的にもみていく必要があるのではないかと、農作物の現在の気候の状況であるとか、そういうところも短期的ではなく、長期的、中長期的に見て生計費についても考えていくべきではないかという話がありました。</p> <p>もう一点ですが、岐阜県という地域の実力では、現在は B ランクということになりますが、ランクを決める際の指標ということで、最低賃金決定要覧の 200 ページ（令和 5 年 4 月 6 日中央最低賃金審議会了承の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」別紙 2）になりますが、それがいろいろな要素を考慮して決められているこの地域の実力ということで、こちらも参考に賃金を考えていくべきではないかという話がありました。</p> <p>それぞれの御主張についてもこの場で何か御意見、御質問、御主張がありましたらお願いしたいと思いますが、労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者側委員	(意見なし)
宮坂部会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
使用者側委員	(意見なし)

宮坂部会長	<p>それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。本日の結果を持ち帰って御検討いただきまして、次回また御議論をしていただきたいと思います。</p> <p>では次に議題2「その他」です。事務局から何かございますか。</p>
中家室長	<p>予定している議題はございません。</p>
宮坂部会長	<p>それでは、本日の専門部会はこれをもちまして閉会とします。次回の専門部会は8月12日（火曜日）午前9時30分からこの会場で開催します。</p> <p>本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。</p>